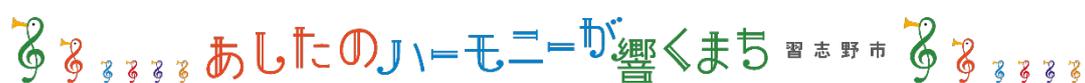


習志野市無電柱化推進計画

令和6年3月



目 次

第1章 無電柱化推進計画の目的と位置づけ	- 1 -
1. 本計画の目的	- 1 -
2. 本計画の位置づけ	- 2 -
第2章 市道の無電柱化の現状	- 3 -
第3章 無電柱化の推進に関する基本的な方針	- 5 -
第4章 無電柱化推進計画の期間	- 5 -
第5章 無電柱化の推進に関する目標	- 6 -
1. 無電柱化推進候補路線の選定方法	- 6 -
2. 無電柱化推進路線の選定及び無電柱化の推進に関する目標	- 10 -
第6章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	- 12 -
1. 多様な整備手法・コスト縮減策等の活用	- 12 -
2. 占用制限制度の適切な運用	- 13 -
3. 道路事業や市街地開発事業等に併せた無電柱化の推進	- 13 -
第7章 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に 推進するために必要な事項	- 14 -
1. 広報・啓発活動	- 14 -
2. 無電柱化情報の共有	- 14 -
3. 無電柱化推進計画の進捗管理	- 14 -

第1章 無電柱化推進計画の目的と位置づけ

1. 本計画の目的

大規模地震や大型台風等の自然災害により、道路上の電柱が倒壊することは、ライフラインが遮断されるだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、救援物資の輸送や医療救急活動、復旧作業に大きな支障が生じます。

千葉県内においては、平成23(2011)年に発生した東日本大震災や令和元(2019)年の台風15号によって、多数の電柱の倒壊や傾斜等が生じ、長期間の停電や道路の通行止め等甚大な被害を受けました。

また、道路上にある電柱は、良好な街並みの景観を損なうだけでなく、特に幅員の狭い歩道において、歩行者や車いす利用者の通行を妨げています。

このような社会情勢から、無電柱化の必要性を踏まえ、防災機能の向上、安全・快適な通行空間の確保、良好な都市景観の向上等を推進するため、平成28(2016)年12月16日に「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が施行されました。

この無電柱化法では、国、地方公共団体、関係事業者の責務等を定め、施策を総合的・計画的・迅速に推進することが示されており、国では平成30(2018)年4月に「無電柱化推進計画」を策定し、その後、前計画での成果や課題を踏まえ、さらなる無電柱化の推進を図るため、令和3(2021)年5月に新たな「無電柱化推進計画」として改訂し、無電柱化に向けた取り組みを推進しています。

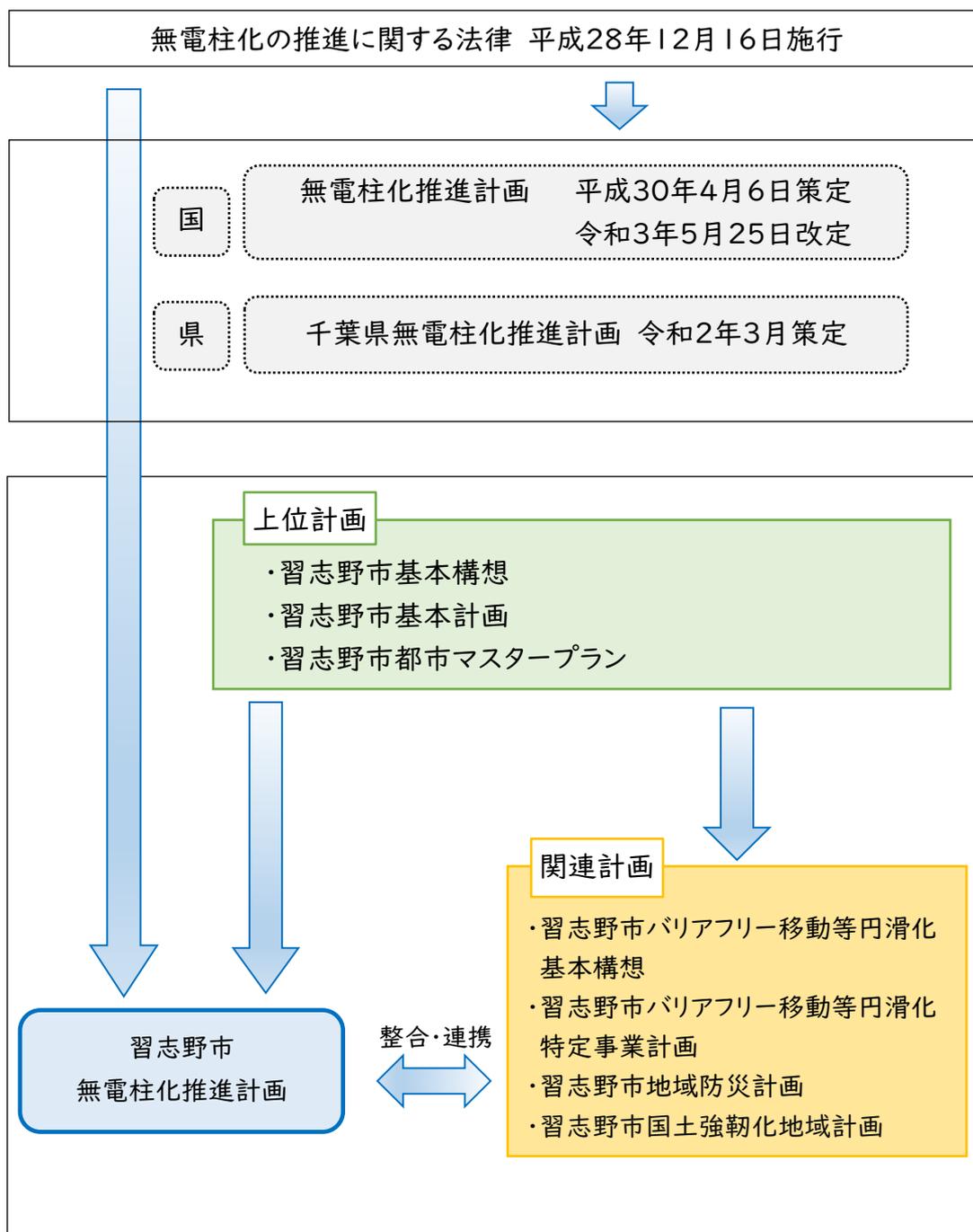
また、千葉県においても「千葉県無電柱化推進計画」を令和2(2020)年3月に策定しています。

このような背景から、本市においても無電柱化の基本方針、対象路線、期間、目標等を定めた「習志野市無電柱化推進計画」の策定により、無電柱化を推進することを目的とします。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条第2項の規定により、国・千葉県が定めた無電柱化推進計画を基本に、本市における無電柱化の推進に関する施策を定めるものです。

また、本市における他の計画とも整合・連携を図るものとします。



第2章 市道の無電柱化の現状

これまで本市では、土地区画整理事業や都市計画道路事業において無電柱化を実施してきました。

本市の無電柱化の現状としては、市道総延長293.97kmのうち、整備済の市道延長は、13.29km(約4.5%)となっています。(図2-1参照)

<本市における無電柱化事例>



整備前



整備後

市道 00-101 号線 習志野市奏の杜、谷津

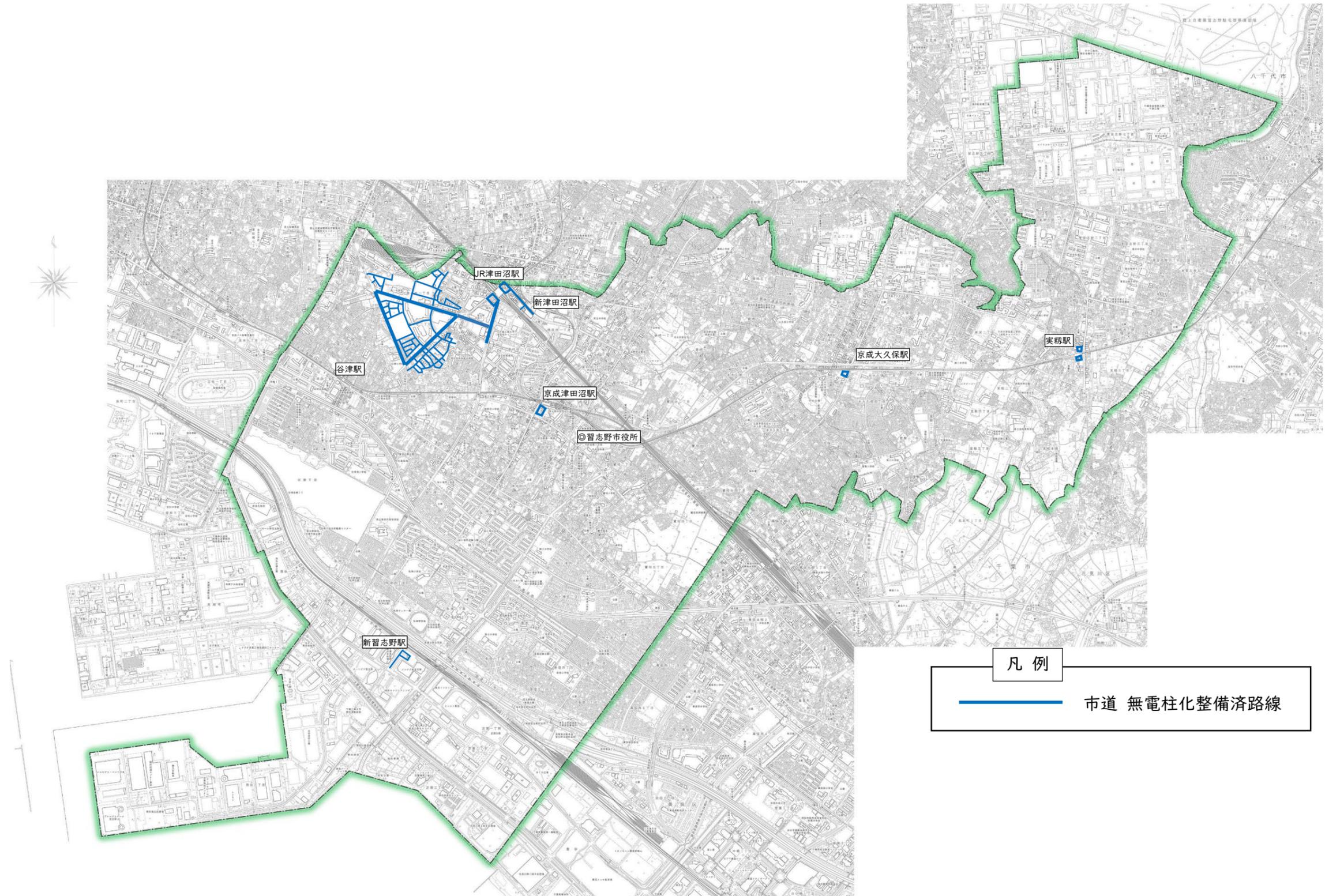


図2-1 本市における市道の無電柱化整備状況図

第3章 無電柱化の推進に関する基本的な方針

無電柱化法の目的や基本理念を踏まえ、本市における無電柱化の推進に関する基本的な方針を以下のとおり定めます。今後は、関連事業者と連携しつつ、無電柱化を推進します。

①防災機能の向上

大規模災害に起因する電柱の倒壊による道路通行止めやライフラインの遮断を防ぎ、安全な避難路や緊急車両等の通行を確保し、都市防災機能の向上を図るため、緊急輸送道路やそれらを補完する道路において無電柱化を推進します。

②安全・快適な通行空間の確保

通行の妨げとなる電柱をなくし、安全で快適な歩行空間の確保をするため、習志野市バリアフリー基本構想に基づく特定経路などにおいて無電柱化を推進します。

③都市景観の向上

都市景観を阻害する電柱や電線をなくし、良好な都市景観を向上するため、都市活動の中心となる駅周辺地域や新しいまちづくりを実施する地域において無電柱化を推進します。

第4章 無電柱化推進計画の期間

本計画の計画期間は令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

第5章 無電柱化の推進に関する目標

1. 無電柱化推進候補路線の選定方法

第3章の無電柱化の推進に関する基本的な方針に基づき路線・区域を抽出し、無電柱化推進候補路線を選定します。

1-1) 路線・区域の抽出

第3章の無電柱化の推進に関する基本的な方針に基づき抽出した路線及び区域は、以下のとおりです。(図5-1参照)

①防災機能の向上

千葉県緊急輸送道路に指定されている路線及び本市の地域防災計画に位置づけられている災害時重要路線及びそれらを補完する道路

<緊急輸送道路2次路線(市道)>

- ▶市道00-004号線、市道00-006号線、市道13-058号線、市道13-067号線

<災害時重要路線>

- ▶市道00-002号線、市道00-004号線、市道00-006号線、市道00-009号線

<補完する路線>

- ▶都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線、都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線、都市計画道路3・4・24号鷺沼線

②安全・快適な通行空間の確保

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想における重点整備地区

- ▶JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区、京成津田沼駅周辺地区、JR新習志野駅周辺地区

③都市景観の向上

新しいまちづくりが予定されている事業の区域

- ▶市街地再開発事業等
- ▶土地区画整理事業(鷺沼特定土地区画整理事業区域)

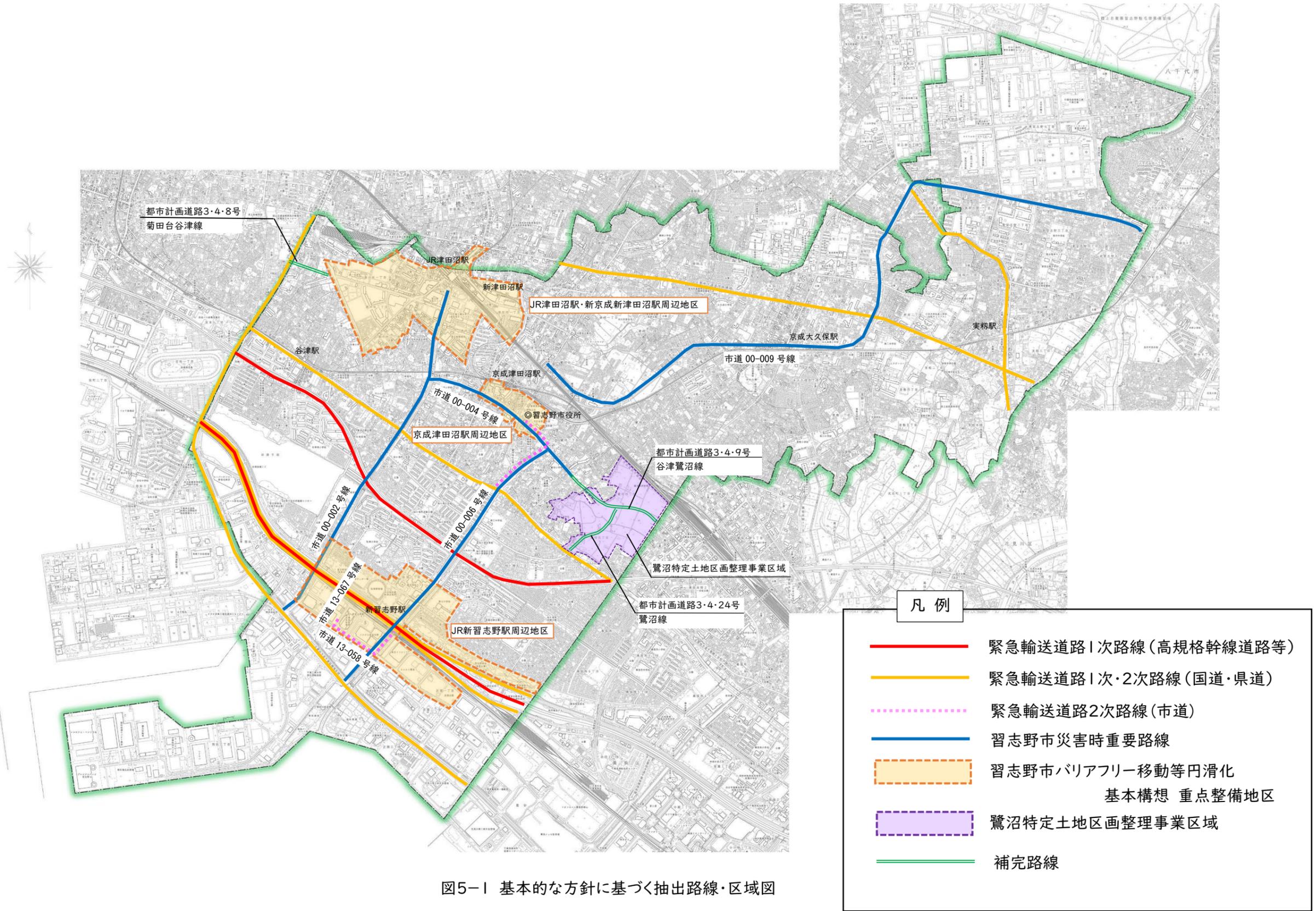


図5-1 基本的な方針に基づく抽出路線・区域図

1-2) 市道における無電柱化推進候補路線の選定

1-1)で抽出した路線・区域から、地域の防災機能の向上を図ることを優先事項とし、選定した市道の無電柱化推進候補路線は、以下のとおりです。

<無電柱化推進候補路線> (図5-2参照)

種別	路線名	位置	備考
既設道路	市道00-002号線	谷津1丁目 ～茜浜2丁目	災害時重要路線 (都)3・3・2号線
	市道00-004号線	津田沼4丁目 ～鷺沼2丁目	災害時重要路線、 緊急輸送道路2次路線 (都)3・4・9号線
	市道00-006号線	鷺沼1丁目 ～芝園2丁目	災害時重要路線、 緊急輸送道路2次路線 (都)3・3・3号線
	市道00-009号線	東習志野5丁目 ～鷺沼台2丁目	災害時重要路線 (ハミングロード)
	市道13-058号線	茜浜2丁目	緊急輸送道路2次路線 (都)3・3・21号線
	市道13-067号線	茜浜2丁目	緊急輸送道路2次路線
新設道路	都市計画道路3・4・8号 菊田台谷津線	谷津6丁目	
	都市計画道路3・4・9号 谷津鷺沼線	鷺沼4丁目 ～鷺沼5丁目	
	都市計画道路3・4・24号 鷺沼線	鷺沼4丁目 ～鷺沼5丁目	
	鷺沼特定土地区画整理 事業区域内道路	鷺沼4丁目他	

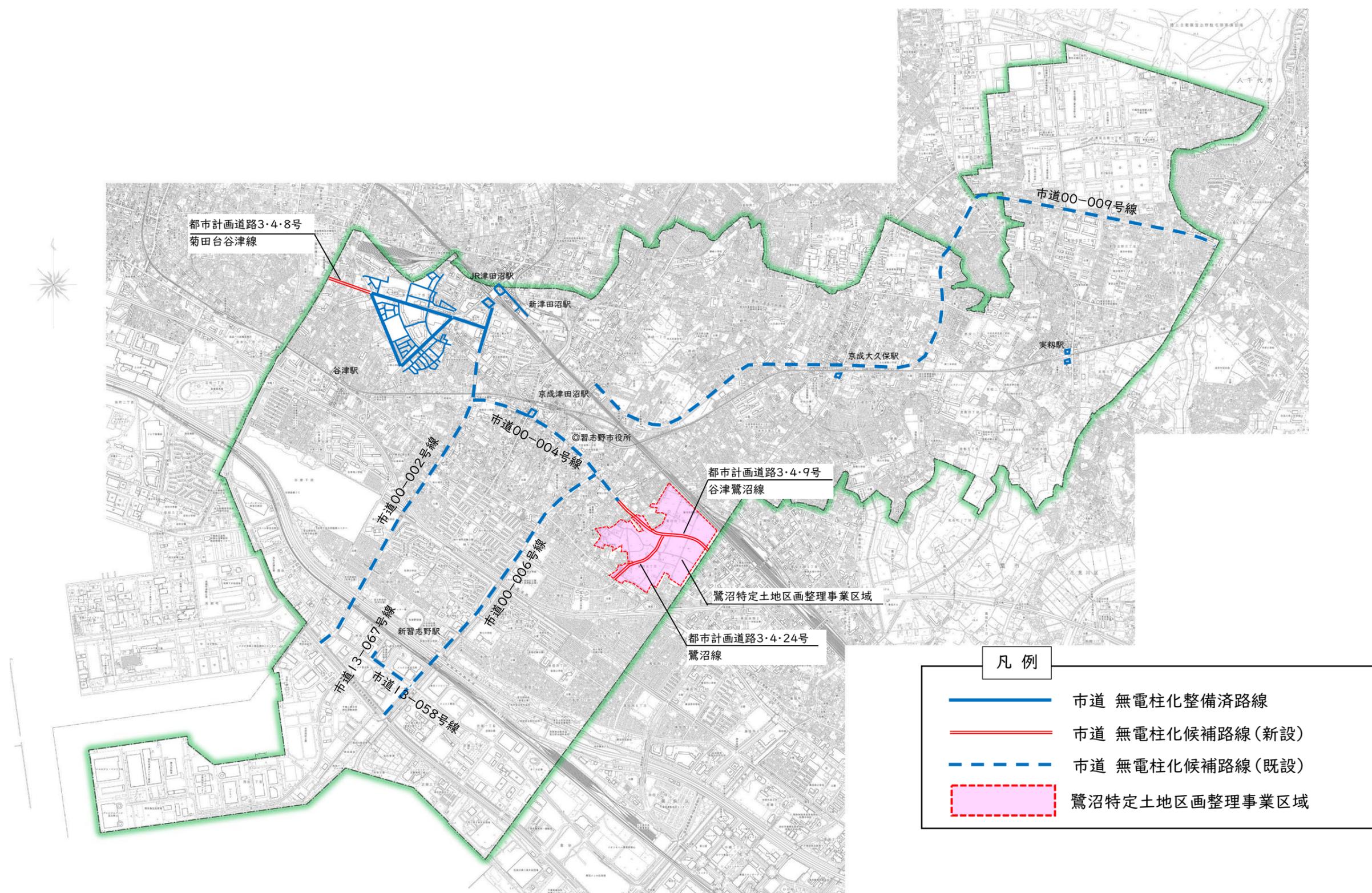


図5-2 無電柱化推進候補路線図(市道)

2. 無電柱化推進路線の選定及び無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の整備には多大な費用を要することに加えて、電線管理者との協議等により事業期間が長期化することが想定されます。

そこで、計画期間10年間における無電柱化推進路線及び無電柱化の推進に関する目標については、無電柱化推進候補路線(図5-2)のうち、防災機能の向上に重点を置いた下記の新規整備路線を無電柱化推進路線として、事業着手及び工事完了を目指します。

また、鷺沼特定土地区画整理事業においては、良好な都市景観の向上の観点から、無電柱化推進区域とする事業区域内の区画道路についても無電柱化を促進します。

【無電柱化推進路線】(図5-3参照)

路 線	道路延長
都市計画道路3・4・8号菊田台谷津線(谷津6丁目)	約0.3km
都市計画道路3・4・9号谷津鷺沼線(鷺沼4~5丁目)	約0.8km
都市計画道路3・4・24号鷺沼線(鷺沼4~5丁目)	約0.4km
鷺沼特定土地区画整理事業区域内の区画道路 (鷺沼4丁目他)	約8.9km

既存道路の無電柱化候補路線においては、新規の電柱の占用制限について適切な運用を検討するほか、道路拡幅や改良等の他事業が実施される場合において、無電柱化候補対象路線外への移設の可否などについて検討します。

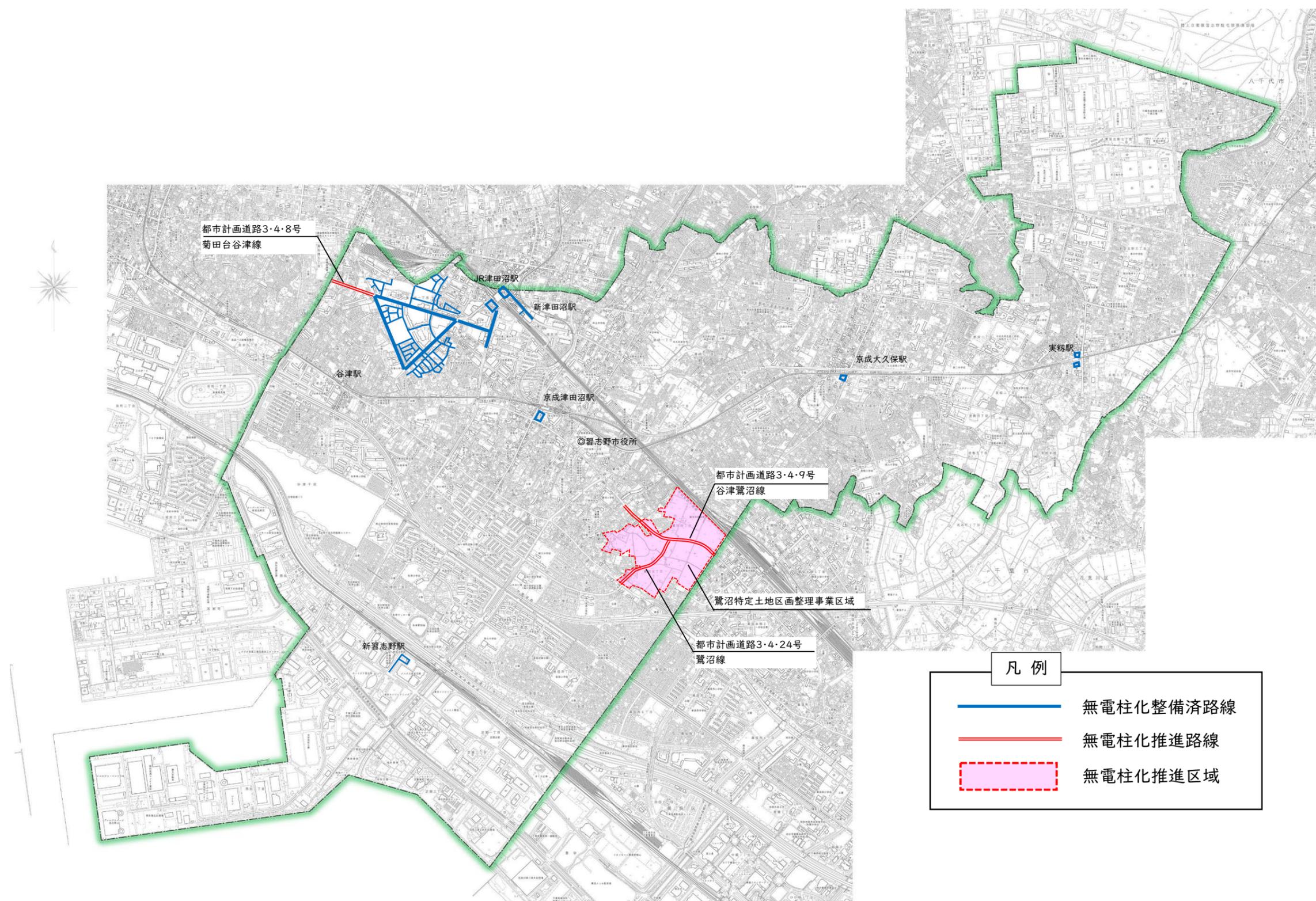


図5-3 無電柱化推進路線図(市道)

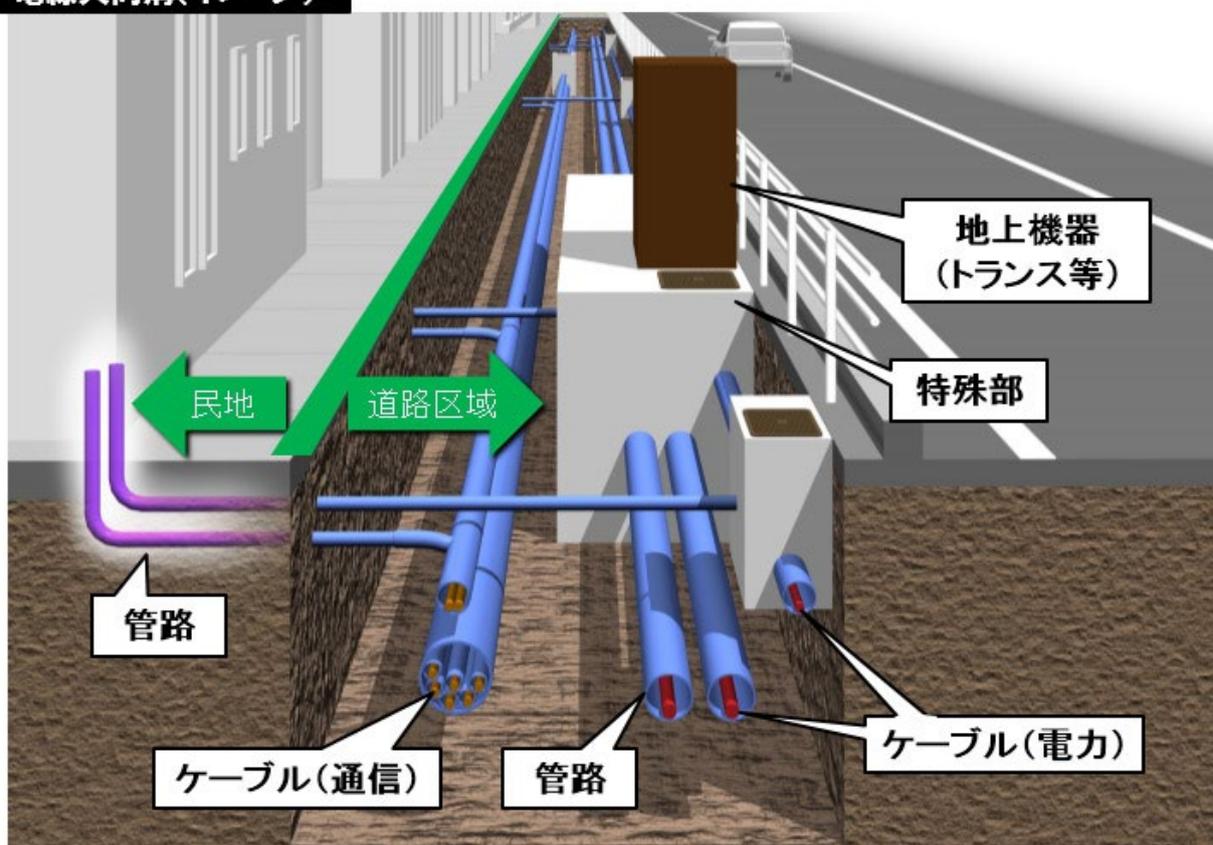
第6章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 多様な整備手法・コスト削減策等の活用

本市における無電柱化の整備手法については、電線共同溝方式を基本としますが、道路条件や沿道状況等を考慮し、経済性などを踏まえ適した手法を採用します。

低コスト手法やコスト削減策については「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)-国土交通省」や「電線共同溝整備マニュアル-国土交通省」等を参考に電線管理者と協議を行い、低コスト手法等の活用を推進します。

電線共同溝(イメージ)



(出典) 国土交通省ホームページ

2. 占用制限制度の適切な運用

国や千葉県では、防災の観点から緊急輸送道路を対象に、道路法第37条の規定に基づく新設電柱の占用制限措置を行っています。

本市においても、緊急輸送道路2次路線に指定されている市道を対象に、新設電柱の占用制限措置について令和5年7月1日付にて告示しています。

道路法第37条(抜粋)

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあっては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

3. 道路事業や市街地開発事業等に併せた無電柱化の推進

道路事業や市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される場合において、電線管理者は、可能な限り、道路上へ新設電柱の設置を抑制するとともに、本市は、これらの事業に併せた無電柱化を検討します。

上記の他、民間開発行為等の個別の要請により要請者負担で無電柱化が実施される場合は、本市は関係電線事業者と調整し、必要な協力を行うこととします。

無電柱化の推進に関する法律第12条(抜粋)

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

第7章 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に対する市民の理解と関心を深めるとともに、市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行います。

2. 無電柱化情報の共有

無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取り組みについて国、千葉県、近隣市及び電線管理者との共有を図ります。

3. 無電柱化推進計画の進捗管理

本計画は、今後10年間の無電柱化の整備目標や整備箇所を定めるとともに、事業推進に向けた取り組みを示すものであり、必要に応じて計画を改善していくなど、適切に状況を確認していくことが重要です。

このため、計画(Plan)から実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を繰り返すPDCAサイクル(図7-1参照)により、計画の進捗管理を行い、実効性を高めていきます。

また、計画策定以外の路線で新規に無電柱化整備が行われる必要性が生じた場合には、本計画と関連する計画などの取り組み状況を確認し、本計画の見直しを適宜検討していくものとします。

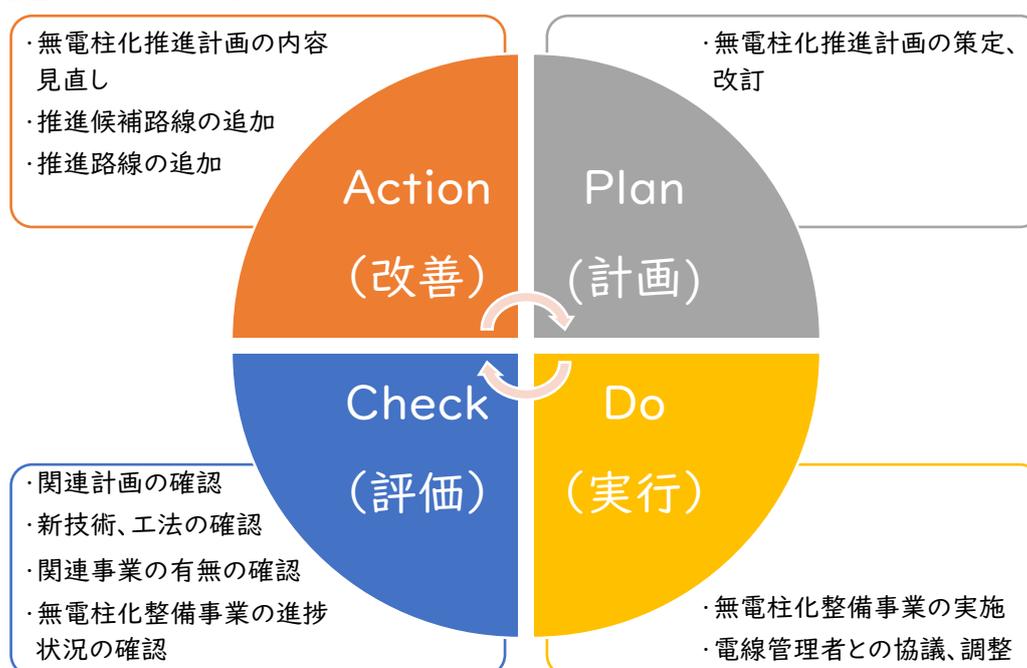


図7-1 無電柱化推進計画のPDCAサイクル



習志野市無電柱化推進計画

令和6年3月

発行 習志野市

編集 都市環境部 道路管理課

〒275-8601

住所 習志野市鷺沼2-1-1

電話 047-451-1151